

議案第 83 号

羽曳野市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市暴力団排除条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 24 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市暴力団排除条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市暴力団排除条例（平成 24 年羽曳野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 32 条の 2 第 1 項」を「第 32 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市暴力団排除条例 新旧対照表

新	旧
<p>(本市の責務)</p> <p>第4条 本市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、大阪府、他の市町村、<u>法第32条の3第1項</u>の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、市民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を実施する責務を有する。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(本市の責務)</p> <p>第4条 本市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、大阪府、他の市町村、<u>法第32条の2第1項</u>の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、市民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を実施する責務を有する。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>